

全建事発第 123 号

令和 6 年 3 月 15 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔 公 印 省 略 〕

建設発生土の最終搬出先確認義務化に伴う
ストックヤード運営事業者登録制度の活用及び周知のお願い（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年 7 月に熱海市で発生した土石流災害を受け、不法・危険盛土等の発生を防止するため、建設発生土の適正利用等を徹底する観点から、資源有効利用促進法の省政令改正により、元請業者に搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書の確認などが義務づけられています。

さらに、令和 6 年 6 月からは、ストックヤード（以下 S Y）等へ搬出した場合において最終の搬出先まで確認を行うことが義務づけられることとなりますが、登録 S Y を使えば、最終搬出先までの確認が不要となります。

この度、国土交通省では、登録 S Y の活用および取引のある S Y 事業者へ本登録制度を紹介いただくことを趣旨に、S Y 運営事業者登録制度の概要パンフレット（添付資料 04）を新たに作成し、各都道府県建設業協会宛てに郵送をさせていただくことです。（各協会 1 4 0 部、3 月下旬に順次送付予定）

また、あわせて、S Y 運営事業者及び元請業者を対象とした本登録制度の概要、申請方法等に関する W E B 説明会の案内がありましたのでお知らせします。（添付資料 02 参照）

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、国土交通省より送付の制度概要パンフレットについて、貴会会員企業の皆様へ配布を行っていただくとともに、本件について周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 01_国交省事務連絡
- 02_W E B 説明会のご案内
- 03_元請業者向けチラシ
- 04_S Y 運営事業者登録制度概要パンフレット

【参考URL】

○ストックヤード運営事業者登録制度（国交省ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00042.html

○WEB説明会参加登録

<https://forms.office.com/r/im15WNwtzd>

以 上

担当:事業部 川瀬

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp